

令和 6 年度

神奈川県社会福祉協議会 顕彰推薦手引書

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

目 次

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会顕彰の推薦依頼にあたって	1
1. 推薦事務の流れ	1
2. 顕彰対象者及び使用推薦書様式・推薦依頼先一覧	2
3. 推薦基準と推薦書記入方法について	3
〔推薦書作成にあたっての留意事項〕	3
(1) 民生委員児童委員	5
(2) 里親	5
(3) 民間社会福祉事業及び更生保護事業団体役員・従事者及び 民間社会福祉施設・更生保護施設・老人保健施設従事者	6
(4) 家庭保育福祉員	7
(5) ボランティア功労者・団体	7
(6) 公立社会福祉施設等の現業職員及び訪問介護員	8
(7) 保護司	8
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会顕彰規程・施行細則	9
【推薦書様式】	
様式1 社会福祉事業功労者推薦書	13
〃 2-1 <民生委員児童委員・家庭保育福祉員用>	14
〃 2-2 <里親用>	15
〃 2-3 <民間社会福祉事業及び更生保護事業団体役員・従事者及び老人保健施設従事者用>	16
〃 3-1 <ボランティア功労者（個人）用>	17
〃 3-2 <ボランティア功労者（団体）用>	18
〃 4 <公立社会福祉施設等現業職員・訪問介護員用>	19
〃 5 <保護司用>	20
記入例 様式2-1、様式2-3、様式3-1、様式4	21

※優良地区社協（表彰）の要綱及び推薦書は別刷りとなります。（市区町村社協にのみ送付いたします）

《個人情報の取扱いについて》

推薦書で収集する個人情報については、本会会長顕彰の被顕彰者選考、決定等各種手続きのために利用するほか、神奈川県及び全国社会福祉協議会等の表彰への推薦手続きに利用します。

なお、本会会長顕彰の受賞者につきましては、本会が発行する受賞者名簿に、所属する法人施設等の所在する市区町村名・所属名・氏名を掲載いたします。

問合せ先

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2

TEL：045-534-3791 FAX：045-312-6302 Mail：soumu@knsyk.jp

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会顕彰の推薦依頼にあたって

本顕彰は、多年にわたり社会福祉事業に貢献した方、又は福祉分野のボランティア活動を永年率先して行っている方で、その功績が顕著であると認められる方に対し、その功を讃え、労をねぎらい、社会福祉事業の進展に資することを目的とするものです。

1. 推薦事務の流れ

- ① 本会から推薦依頼を送付します（推薦依頼先は次頁のとおり）。
- ② 各推薦依頼先で、対象者をご確認のうえ推薦書を作成してください。

各 推 薦 依 頼 先
- 作成した推薦書は所在地の市区町村社協へご提出ください。 - 各市区町村社協に送付する書類は、様式2～様式5のうち、該当するものを対象人数分ご提出ください。 - 推薦書様式は必要枚数をコピーしてお使いください。 - 以下のURLから推薦書様式をダウンロードできますので、ご利用ください。 https://www.knsyk.jp/taikai/

- ③ 各市区町村社協で推薦書を取りまとめ、本会へご送付ください。

各 市 区 町 村 社 協
- 勤続年数、県社協会長の顕彰を既に受けていないか等のチェックをしてください。 - 市区町村社協で推薦書を取りまとめ、<u>様式1を作成し、提出してください。</u> - 県社協に送付する書類 1. 様式1 1部 2. 各依頼先より送付された推薦書 1部ずつ ※県社協に送付する書類は、コピーを各社協で保管してください。

- ④ 本会で審査後、審査結果を各市区町村社協および各推薦元に報告します。

県 社 協
- 推薦書のチェックを行い、不明な点等について推薦依頼先に照会することがあります。 - 県社協理事会にて審査を行い、各市区町村社協・各推薦元に審査結果を報告します。 - 受賞者ご本人へ、直接又は推薦元団体を通じて審査結果を通知します。

- ⑤ 今年度の神奈川県社会福祉大会の開催スケジュールや内容に関しましては、別途ご案内いたします。

2. 顕彰対象者及び使用推薦書様式・推薦依頼先一覧

対象者区分 様式等	対象となる期間 (詳細については各推薦基準を参照)	在職年数		使用 推薦書 様式	各市町村	横浜市	川崎市
		表彰	感謝				
(1) 民生委員児童委員	民生委員児童委員としての在職期間	10年	20年	2-1	各市町村民児協	—	川崎市健康福祉局
(2) 親里	児童を養育している期間	10年	20年	2-2	各児童相談所		川崎市こども未来局
(3) 民間団体の役員・従事者 民間社会福祉施設等の従事者	民間団体における理事及び監事・従事者としての在職期間 民間施設等の従事者としての在職期間	15年	25年	2-3	各会員団体 (施設のみ会員の場合は会員施設)		各施設団体及び 川崎市社協
(4) 家庭保育福祉員	児童の保育をしている期間	15年	25年	2-1	各市町村長	横浜市こども青少年局	川崎市こども未来局
(5) ボランティア 功労者・団体	・現にボランティア活動を継続している期間 ・既に当該市町村長または当該市町村社協会長の顕彰を受けた当該活動の期間 (区長・区社協会長の顕彰はこれに当たらない)	10年	20年	3-1 3-2	各会員施設・団体及び各市区町村社協		各施設団体及び 川崎市社協
(6) 公立社会福祉施設等 現業職員 訪問介護員	直接支援職員(保育士、看護師等)を対象とし、その在職期間 訪問介護員としての在職期間	—	20年	4	各市町村長	横浜市 こども青少年局	
(7) 保護司	現に保護司会の代表者(会長および副会長に限る)であり、保護司としての在職期間	10年	20年	5	各保護司会会長(事務局宛)		川崎市健康福祉局

3. 推薦基準と推薦書記入方法について

〔推薦書作成にあたっての留意事項（作成前にご一読ください）〕

【推薦対象者について】

- 本年9月1日において、現にその職務・業務に従事しており、顕彰区分ごとの所定の期間を満たしていること（前年9月2日以降に退職、又は死亡した方についても推薦の対象とします）。
- 本会顕彰規程における「表彰」及び「感謝」は一人各一度限りとなります。既にそれぞれ「表彰」及び「感謝」を受けたことのある方は推薦の対象となりません。上位顕彰である「感謝」を受賞後、「表彰」を受賞することはできませんので、ご注意ください。
- 保護司については、平成27年度より推薦対象者（表彰・感謝）を、保護司会の代表者の方（会長及び副会長に限る）とします。
- 本会規程上で規定する「家庭保育福祉員」については、次のものを含みます。

子ども・子育て支援新制度における、市町村による認可事業として地域型保育給付を受けている「家庭的保育事業」に従事する家庭的保育者

【経歴概要並びに社会福祉事業勤続年数の算定について】

- 福祉事業に関する経歴をご記入ください。所属団体及び施設の異動等についてもご記入ください。
- 本年9月1日時点での在職期間をご記入ください。除算対象となる期間がありますのでご注意ください。詳細は、次頁「従事期間の算定例」をご参照ください。

【推薦書記入について】

推薦者氏名：推薦団体又は施設の長

氏名：顕彰対象者氏名

※表彰状、受賞者名簿に掲載されます。

所属名：本年9月1日現在の所属を記入、又は○で囲んでください。

※受賞者名簿に掲載されます。（区分(3)の受賞者の所属は本会会員施設名または、会員法人名で掲載されます。）

社会福祉事業勤続年数：上記及び次頁参照

経歴概要：福祉事業に関する経歴をご記入ください。所属団体及び施設の異動があれば、併せてご記入ください。

功績概要：推薦に値する事項を端的に箇条書きでご記入ください。

賞罰歴：主に福祉事業に関するものについてご記入ください。「感謝」対象者として推薦の場合は必ずご記入ください。

備考：受賞者名簿掲載の可否についてご記入ください。

＜お願い＞

- 推薦書に記載されている所属団体・施設名、氏名をもとに名簿・表彰状を作成しますので、正確にご記入ください。
- 常用漢字でないものについては、字体を十分に確認の上、大きくハッキリとご記入ください。
- 推薦者氏名、印を忘れずをお願いします。
- 民間社会福祉事業及び更生保護事業団体役員・従事者及び民間社会福祉施設・更生保護施設・老人保健施設従事者の推薦者は、県社協の会員団体または会員施設の長に限ります。
- 最後に記入漏れがないかご確認ください。

【社会福祉事業勤続年数の算定について】

1. 従事期間の算定例

(1) 在職期間：在職する日の属する月から、退職又は死亡した日の属する月までとします。

例1：就職（委嘱）の場合

平成16年8月16日就職（委嘱）→平成16年8月1日から換算

↳ 令和6年9月1日現在の在職年数は、20年1ヵ月

例2：退職（退任）の場合

平成7年4月3日～令和6年1月20日退職（退任）の場合→H7/4/1～R6/1/31と換算

↳ 令和6年9月1日現在の在職年数は、28年10ヵ月

例3：死亡（退任）の場合

平成22年4月25日～令和6年7月3日（死亡）→H22/4/1～R6/7/31と換算

↳ 令和6年9月1日現在の在職年数は、14年4ヵ月

(2) 常勤職員以外の職員の従事期間

$$\text{勤続年数}(\times) \times \frac{\text{常勤以外の職員の一月又は一週間の勤務日数or合計勤務時間}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日数or合計勤務時間}}$$

※勤続年数は月数に換算して計算します。

例：常勤職員（週5日・1日8時間）以外の職員（非常勤・週3日・1日8時間）の場合

平成21年4月1日～平成23年3月31日…2年（24ヵ月）の在職期間

$$\begin{aligned} \longrightarrow 24 \text{ ヲ月} \times \frac{3\text{日or } 24\text{時間（一週間の勤務日数or合計勤務時間）}}{5\text{日or } 40\text{時間（一週間の勤務日数or合計勤務時間）}} &= 14.4 \div 15 \text{（小数点以下は切上げ）} \\ &\downarrow \\ &\text{従事期間は1年3ヵ月（15ヵ月）とします。} \end{aligned}$$

(3) 除算期間（顕彰区分ごとに異なりますのでP5～8をご覧ください）

- ① 月の初日から始まる場合はその月から、月の末日に終わる場合はその月までとします。
- ② 月の途中から始まる場合は当該事由が発生する日の属する月の翌月から、月の途中で終わる場合は当該事由が消滅する日の属する月の前月までとします。

例：本会会員ではない団体・施設に在職していた期間

平成10年4月3日～平成12年3月16日（在職）→H10/5/1～H12/2/28と換算

↳ 除算期間は1年10ヵ月とします。

2. 在職年数早見表（令和6年度現在）

委嘱 採用年度	西暦	在職年数 (年)
昭和 51	1976	48
52	1977	47
53	1978	46
54	1979	45
55	1980	44
56	1981	43
57	1982	42
58	1983	41
59	1984	40
60	1985	39
61	1986	38
62	1987	37
63	1988	36

委嘱 採用年度	西暦	在職年数 (年)
平成 元	1989	35
2	1990	34
3	1991	33
4	1992	32
5	1993	31
6	1994	30
7	1995	29
8	1996	28
9	1997	27
10	1998	26
11	1999	25
12	2000	24
13	2001	23

委嘱 採用年度	西暦	在職年数 (年)
平成 14	2002	22
15	2003	21
16	2004	20
17	2005	19
18	2006	18
19	2007	17
20	2008	16
21	2009	15
22	2010	14
23	2011	13
24	2012	12
25	2013	11
26	2014	10

(1) 民生委員児童委員

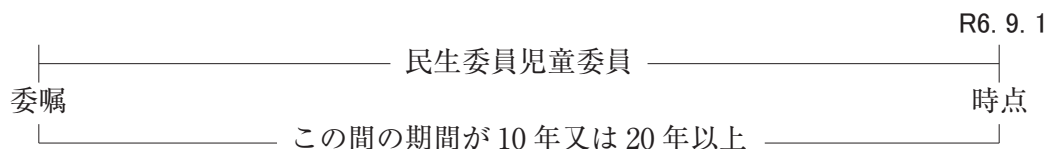
◆推薦対象者

本年9月1日現在において、民生委員児童委員（主任児童委員を含む）として功績が顕著であり下記の在職年数を有している方が対象となります。

「表彰」の対象者・・・10年以上

「感謝」の対象者・・・20年以上

◆在職年数の数え方



民生委員児童委員・保護司を歴任している場合、在職期間を通算することができます（この場合、代表者の要件は不要です）。



(2) 里親

◆推薦対象者

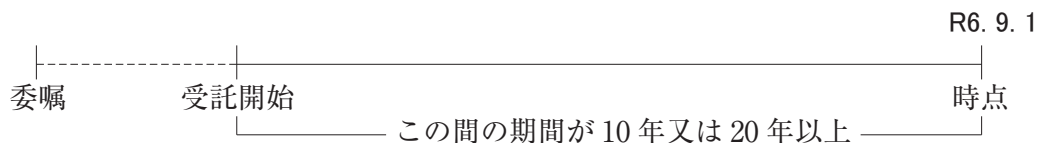
本年9月1日現在において、里親として功績が顕著であり下記の年数児童を養育している方が対象となります。

「表彰」の対象者・・・10年以上

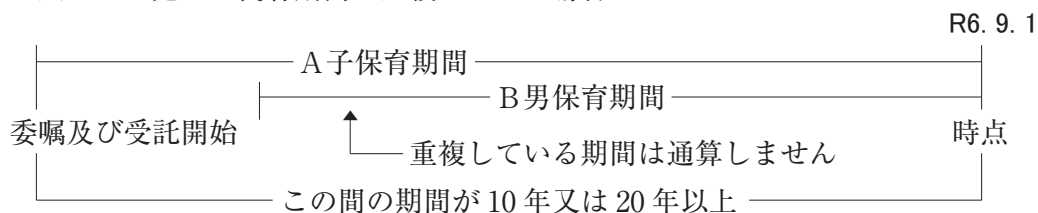
「感謝」の対象者・・・20年以上

◆養育年数の数え方

- 児童受託開始日から対象となります。 ※受託していない期間は除きます。



- 2人以上の児童の養育期間が重複している場合



※なお、県外に転居した場合であっても、県内の里親会に所属し、引き続き児童を養育している時は対象となります。

(3) 民間社会福祉事業及び更生保護事業団体役員・従事者及び 民間社会福祉施設・更生保護施設・老人保健施設従事者

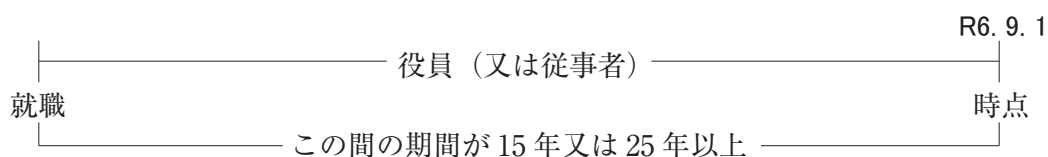
◆推薦対象者

本年9月1日現在において、本会会員である民間社会福祉事業及び更生保護事業団体役員・従事者、老人保健施設従事者として功績が顕著であり下記の在職年数を有している方が対象となります。公立民営の施設でお勤めの場合も「民間社会福祉事業」に含まれます。

「表彰」の対象者・・・15年以上
「感謝」の対象者・・・25年以上

※「役員」とは・・・理事／監事（「評議員」は対象となりません）

「従事者」とは・・・施設長／相談員／支援員／保育士／介護員／介護支援専門員／
医師／看護師／薬剤師／調理員／栄養士／運転手／用務員／
事務員／福祉団体職員等に準ずるもの



◆在職年数の数え方

※対象期間 ●本会会員法人・会員施設に所属していた期間が対象となります。

会員法人の場合：会員外施設に勤めていた期間も、法人職員として在職年数に含みます。会員法人内で、県外勤務をしている（していた）場合は、表彰で8年以上、感謝で13年以上の県内勤務年数が必要となります。

●会員法人・施設であるかどうかの確認は本会にお問合せください。

※除算期間 ●次に掲げる期間は対象期間から除きます。

- ・公務員としての在職期間
- ・本会会員ではない団体、施設での在職期間
- ・私的事由による休職・休業期間

※産前・産後休業、育児休業、就業規則で認められた部分休業や介護休業等の期間については在職期間に含めて構いません。

常勤職員以外の職員の従事期間の算定方法

常勤職員以外の職員の従事期間は次の計算式により算定します。

$$\text{勤続年数(※)} \times \frac{\text{常勤以外の職員の一月又は一週間の勤務日数or合計勤務時間}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日数or合計勤務時間}}$$

※ 勤続年数は月数に換算して計算します。

例：常勤職員（週5日・1日8時間）以外の職員（非常勤・週3日・1日8時間）の場合

平成21年4月1日～平成23年3月31日…2年（24ヵ月）の在職期間

$$24 \text{ ヲ月} \times \frac{3 \text{ 日 or } 24 \text{ 時間 (一週間の勤務日数 or 合計勤務時間)}}{5 \text{ 日 or } 40 \text{ 時間 (一週間の勤務日数 or 合計勤務時間)}} = 14.4 \div 15 \text{ (小数点以下は切上げ)}$$

↓

従事期間 1年3ヵ月（15ヵ月）とします。

(4) 家庭保育福祉員

◆推薦対象者

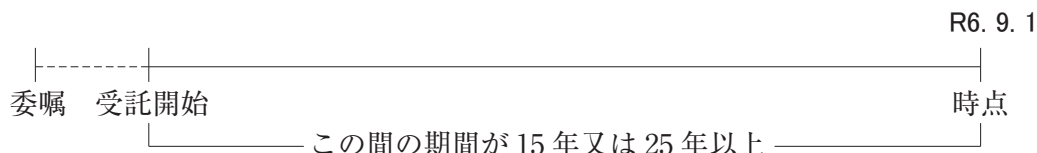
本年9月1日現在において、家庭保育福祉員として功績が顕著であり下記の在職年数を有している方が対象となります。

「表彰」の対象者・・・15年以上

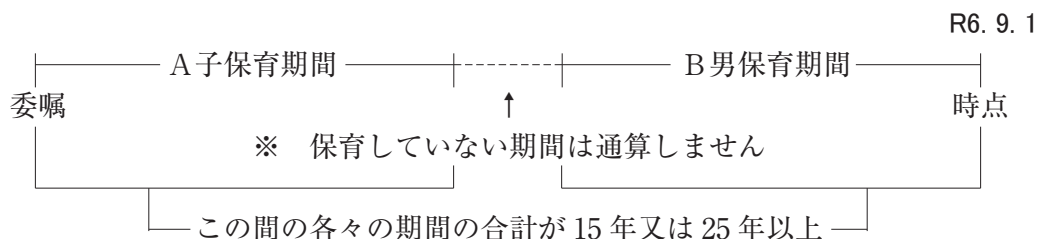
「感謝」の対象者・・・25年以上

◆保育年数の数え方

- 児童保育開始日から対象となります。 ※受託されていない期間は除きます。



- 複数の児童を保育した場合は実際に保育した期間の合算が対象となります。



(5) ボランティア功労者・団体

◆推薦対象者

ボランティア功労者として既に当該市町村長又は当該市町村社協会長の顕彰を受け（区長・区社協会長の顕彰はこれに当たりません）、かつ本年9月1日現在において引き続き活動を行い、功績が顕著であり、次のいずれかに該当する方が対象となります。

「表彰」の対象者・・・

- 地域の福祉活動推進に率先して 10年以上活動した個人又は団体
- 社会福祉施設・団体に対し、10年以上援助・支援した個人又は団体

「感謝」の対象者・・・

- ボランティア功労者として本規程による表彰をすでに受けており、通算して 20年以上にわたり、率先してボランティア活動を継続した個人・団体
 - ボランティア団体に所属している者のうち、20年以上にわたり他の模範として、又所属している団体に多大な貢献をしている個人
- ※ 社会福祉団体役員・職員等で現職にあるものは除きます。

(6) 公立社会福祉施設等の現業職員及び訪問介護員

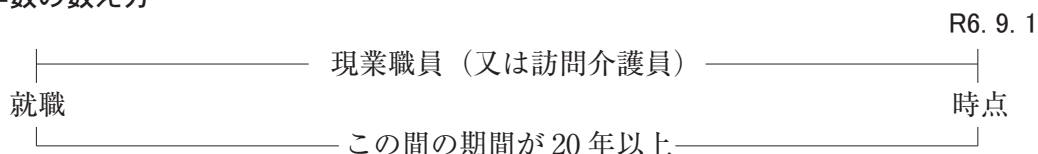
◆推薦対象者

本年9月1日現在において、公立社会福祉施設・公立老人保健施設の現業職員及び訪問介護員として功績が顕著であり下記の在職年数を有している方が対象となります。

「感謝」の対象者・・・20年以上

※ 「公立社会福祉施設・公立老人保健施設の現業職員」とは・・・
主たる業務が介護等の直接支援業務にあたっている職員（保育士／相談員／看護師等）とします。

◆在職年数の数え方



※ 次に掲げる期間は対象期間から除きます。

- 福祉事務所等で事務職等の直接支援職員でなかった期間（ただし、児童相談所等で保育など、対象者を直接支援する業務・職務等に就いていた場合は対象となります。）

(7) 保護司

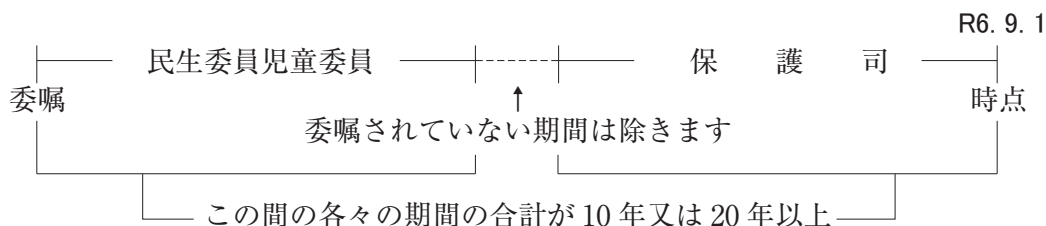
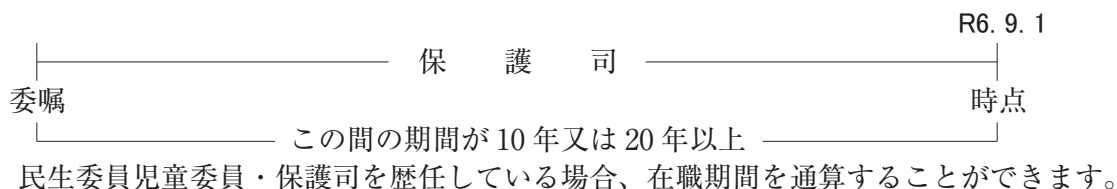
◆推薦対象者

本年9月1日現在において、保護司として下記の在職年数を有していて、かつ保護司会の代表者である方が対象となります。

「表彰」の対象者・・・10年以上、かつ保護司会の代表者
「感謝」の対象者・・・20年以上、かつ保護司会の代表者

※ 「代表者」とは・・・「会長」及び「副会長」に限ります。

◆在職年数の数え方



社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会顕彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、多年にわたり社会福祉事業に貢献した者、又は福祉分野のボランティア活動を永年率先して行っている者で、その功績が顕著であると認められる者に対し、会長が表彰又は感謝の意を表して、その功を讃え、労をねぎらいもって斯業の進展に資することを目的とする。

(顕彰の定義)

第2条 この規程でいう顕彰とは、表彰及び感謝をいう。

(表彰の対象)

第3条 表彰は、9月1日を基準として、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、この規程により既に表彰を受けた者は、除くものとする。

- (1) 民生委員児童委員として10年以上在職している者
- (2) 里親として10年以上児童を養育している者
- (3) 民間社会福祉事業及び更生保護事業を行う団体の役員、従事者及び民間社会福祉施設、更生保護施設、老人保健施設の従事者として15年以上勤務している者
- (4) 家庭保育福祉員もしくは家庭的保育者として15年以上保育している者
- (5) 10年以上にわたり率先してボランティア活動を継続し、既に当該市町村長又は市町村社会福祉協議会会長から福祉分野のボランティア功労者として顕彰を受けた個人・団体
- (6) その他社会福祉の進展に大きく寄与した者

2 前項に規定する表彰の他、社会福祉活動の実績が特に優良な地区社会福祉協議会

(感謝の対象)

第4条 感謝は、9月1日を基準として、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、この規程により既に感謝を受けた者は、除くものとする。

- (1) 民間社会福祉事業等関係者
 - ア 民生委員児童委員として20年以上在職している者
 - イ 里親として20年以上児童を養育している者
 - ウ 民間社会福祉事業及び更生保護事業を行う団体の役員、従事者及び民間社会福祉施設、更生保護施設、老人保健施設の従事者として25年以上勤務している者
 - エ 家庭保育福祉員もしくは家庭的保育者として25年以上保育している者
 - オ ボランティア功労者で、特に功績顕著な個人・団体
- (2) 公立社会福祉施設等関係者
 - ア 公立社会福祉施設・老人保健施設の現業職員（直接対象者の処遇にかかわる職員）として20年以上勤務している者
 - イ 訪問介護員として20年以上勤務している者

2 前項の規定にかかわらず、本会の事業の推進に寄与した者については、会長が別途感謝の意を表することができる。

(推せんの方法)

第5条 顕彰候補者の推薦は、市町村社会福祉協議会会長及び本会会長が行う。

(顕彰の方法)

第6条 顕彰は、原則として毎年1回社会福祉大会においてこれを行う。

(顕彰者の決定)

第7条 顕彰者の決定は、理事会において顕彰候補者を審査のうえ、これを行う。

(委 任)

第8条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（神社協規程第75号）

- 1 この規程は、昭和53年6月1日から施行する。
- 2 現に、昭和27年8月6日制定の社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会表彰規程による委員会の委員は、この規程による委員会の委員とする。ただし、その任期は第11条の規定にかかわらず昭和53年7月31日までとする。
- 3 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会表彰規程（昭和27年8月6日制定）はこれを廃止する。

附 則（神社協規程第97号）

この規程は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則（神社協規程第121号）

- 1 この規程は、昭和60年7月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行日以降の顕彰について、昭和60年度から昭和62年度までの3年間については、次の取り扱いとする。

(1) 民生委員児童委員、保護司、里親

ア 改正前のこの規程による30年以上勤続者の10年を単位とする表彰については、感謝として顕彰する。

イ この規程により昭和59年度までに20年以上表彰を受けた者で、昭和62年度に23年以上在職している者については、感謝として顕彰する。

(2) 民間社会福祉事業団体、施設の代表者、常勤役員及び従事者、家庭保育福祉員

ア 改正前のこの規程による10年表彰については、12年以上在職している者に表彰として顕彰する。

イ 改正前のこの規程による20年以上勤続者の10年を単位とする表彰については、感謝として顕彰する。

ウ この規程により昭和59年度までに20年以上表彰を受けた者で、昭和62年度に26年以上在職している者については、感謝として顕彰する。

(3) 公立社会福祉施設等関係者

ア 改正前のこの規程による15年感謝については、17年以上在職している者に感謝として顕彰する。

- (4) この経過措置により表彰を受けた者は、以後の表彰の対象とはせず、また感謝を受けた者についても、以後感謝の対象から除外する。

附 則（神社協規程第152号）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（神社協規程第201号）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（神社協規程第239号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（神社協規程第287号）

この規程は、平成12年5月30日から施行する。

附 則（神社協規程第395号）

この規程は、平成27年5月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（神社協規程第455号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会顕彰規程施行細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、顕彰規程（昭和53年5月29日制定、以下「規程」という。）第8条に基づき、表彰及び感謝の選考基準等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 規程第3条第1項第4号に規定する「民間社会福祉事業及び更生保護事業を行う団体」とは、原則として社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会員であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 更生保護法人
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された、社会福祉を目的とする事業を行う一般社団法人及び一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき設立された、社会福祉を目的とする事業を行う公益社団法人及び公益財団法人
- (4) 市区町村社会福祉協議会
- (5) 社会福祉を直接的に推進する全県的な団体

2 規程において「役員」とは、理事及び監事をいう。

3 規程において「民間社会福祉施設」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 社会福祉法第2条に規定する施設
- (2) 更生保護事業法に基づく更生保護施設
- (3) 神奈川県が定める障害者地域作業指導事業実施要領及び在宅障害者家庭内作業指導事業実施要領に基づき運営されている地域作業所

4 規程第3条第1項第4号及び第4条第1項第1号エに規定する「家庭的保育者」とは、児童福祉法第6条の3第9項に定める家庭的保育事業に従事する者をいう。

5 規程第3条第1項第5号に規定する「ボランティア活動」とは、高齢者、疾病、障害者、子育て、在住外国人、まちづくり等福祉分野を中心とした、自発的な意思に基づく社会に貢献する非営利活動をいう。

6 規程第3条第1項第5号に規定する「団体」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 市町村域において、ボランティア活動を行うグループ・団体、住民参加型在宅福祉サービス団体、生活協同組合、農業協同組合、労働組合、企業、生涯学習団体、学校（授業の一環としての体験学習・ボランティア学習は除く。）等
- (2) 従業員、組合員等が市町村域で行うボランティア活動への支援を行う企業、労働組合等
- (3) 前2号のほか活動範囲、対象が県下全域又はそれに相当するもので社会福祉の向上のために特に功績のあった団体・企業等

7 規程第3条第1項第6号に規定する「その他社会福祉の進展に大きく寄与した者」は次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 第1項に規定する民間社会福祉事業及び更生保護事業を行う団体の理事で、当該法人の設置、運営に対する功績にあわせて広域における社会福祉の発展向上に著しく貢献した者
- (2) 市区町村社会福祉協議会の理事で、社会福祉協議会活動の推進に著しく貢献し、他の市区町村社会福祉協議会理事の模範となる者
- (3) 社会福祉関係者で、緊急時において人命の救助又は保護に挺身した者
- (4) 保護司として10年以上在職し、かつ保護司会の代表者である者
- (5) その他社会福祉の発展向上に著しく寄与した者で、特に本会会長が認めた者

- 8 規程第4条第1項第1号オに規定する「ボランティア功労者」とは、次の各号に定める者をいう。
- (1) 規程第3条第1項第5号に規定する顕彰を受けたのち、10年以上にわたり率先垂範してボランティア活動を継続している団体等に属していない個人又は団体をいう。
 - (2) ボランティア団体に所属している者のうち、20年以上にわたり他の模範として、又所属している団体に多大な貢献をしている者をいう。
- 9 規程第4条第1項第2号アに規定する「現業職員」とは、主たる業務が介護等の業務にあたっている者をいう。
- 10 規程第4条2に規定する「本会の事業の推進に寄与した者」とは、次の各号に定める者をいう。
- (1) 保護司として20年以上在職し、かつ保護司会の代表者である者
 - (2) その他特に本会会長が認めた者

(死亡及び退職者の取扱い)

第3条 顕彰の該当者でその在職の期間中に顕彰を受けることなく、前年の9月2日以降死亡及び退職した者についても顕彰を行う。

(従事期間の算定)

- 第4条 従事期間の算定は、規程第3条第1項第1号から第5号の表彰の対象及び第4条第1項第1号アからオの感謝の対象については、それぞれの在職期間を通算することができる。
- 2 規程第3条第1項第4号及び第4条第1項第1号エに規定するもので引続き同一法人に従事している者については、県外勤務期間を通算することができる。ただし県内勤務期間は、それぞれ8年、13年以上の者とする。
- 3 常勤以外の職員の場合は、次の算定方式によるものとする。

$$\text{勤続年数} \times \frac{\text{常勤以外の職員の一月又は一週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}$$

(委 任)

第5条 この細則により難い事情が生じたとき又は、この細則の定めのない事項については、理事会の意見を聞いて会長が定める。

附 則

- 1 この細則は昭和53年6月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会表彰規程細則(昭和47年8月1日制定)はこれを廃止する。

附 則

この施行細則は、昭和60年7月26日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成27年5月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この施行細則は、令和3年4月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

(福) 神奈川県社会福祉協議会会長 殿

(推薦者) _____ 社会福祉協議会
会 長 _____ 印

社会福祉事業功労者推薦書

(福) 神奈川県社会福祉協議会顕彰規程に基づき下記のとおり推薦します。
記

1. 推薦人数 _____ 人・ _____ 団体 内 記(1) 表 彰 _____ 人・ _____ 団体
(2) 感 謝 _____ 人・ _____ 団体
(3) 優良地区社協 _____ 社協
2. 推薦内訳 【市区町村社協事務担当者名 _____】

表 彰		感 謝	
(1) 民生委員児童委員	人	(1) 民生委員児童委員	人
(2) 家庭保育福祉員	人	(2) 家庭保育福祉員	人
(3) 里 親	人	(3) 里 親	人
(4) 団体の役員、従事者及び施設の従事者	人	(4) 団体の役員、従事者及び施設の従事者	人
(5) ボランティア功労者個人	人	(5) ボランティア功労者個人	人
(6) ボランティア功労者団体	団体	(6) ボランティア功労者団体	団体
(7) 保 護 司	人	(7) 公立社会福祉施設等の現業職員	人
優良地区社協（表彰）		(8) 訪 問 介 護 員	人
(1) 優 良 地 区 社 協	社協	(9) 保 護 司	人
合 計	人 団体 社協	合 計	人 団体

3. 添付書類
- 社会福祉事業功労者（表彰）推薦書（様式2-1、2-2、2-3） _____ 部
 - 社会福祉事業功労者（感謝）推薦書（様式2-1、2-2、2-3） _____ 部
 - ボランティア功労者（表彰）推薦書（様式3-1） _____ 部
 - ボランティア功労者（感謝）推薦書（様式3-1） _____ 部
 - ボランティア功労グループ・団体（表彰）推薦書（様式3-2） _____ 部
 - ボランティア功労グループ・団体（感謝）推薦書（様式3-2） _____ 部
 - 公立社会福祉施設等功労者（感謝）推薦書（様式4） _____ 部
 - 社会福祉事業功労者（表彰）推薦書（様式5） _____ 部
 - 社会福祉事業功労者（感謝）推薦書（様式5） _____ 部
 - 優良地区社協（表彰）推薦書（市区町村社協のみ） _____ 部

様式 2 - 1 (民生委員児童委員・家庭保育福祉員用)

社会福祉事業功労者（表彰・感謝）推薦書

推薦者氏名
(民児協会長) _____ 印

(注意！) 受賞決定の場合、氏名欄に記載の字体がそのまま表彰状に記入されます。 常用漢字でないものについては、字体を十分確認の上、大きくハッキリとご記入下さい。 (斎・齊・齋、邊・邊・邊・邊、高、吉、鈴・鈴 など)

(ふりがな)			男・女	生年月日	T. S 年 月 日
氏 名					
現 住 所 (自宅)	〒 — TEL ()				
所 属 名	民生委員児童委員 家庭保育福祉員		在職期間又は 児童保育期間	年 カ月 (令和6年9月1日現在)	
経 歴 概 要	期 間				
	年 月 日 ~		年 月 日		
	年 月 日 ~		年 月 日		
	年 月 日 ~		年 月 日		
	年 月 日 ~		年 月 日		
	年 月 日 ~		年 月 日		
	年 月 日 ~		年 月 日		
	年 月 日 ~		年 月 日		
	年 月 日 ~		年 月 日		
功 績 概 要	<推薦の根拠となる功績を <u>具体的に</u> 記入してください>				
賞 罰 歴	○昭和・平成・令和 年県社協会長表彰受賞(「感謝」推薦の方は記入してください)				
備 考	○受賞者名簿への掲載不可の場合はチェック ☐				
推薦書にかかわる 問合せ先	電話番号			担当者名	

様式 2 - 2 (里親用)

社会福祉事業功労者（表彰・感謝）推薦書

推薦者氏名
(児童相談所長) _____ 印

(注意！) 受賞決定の場合、氏名欄に記載の字体がそのまま表彰状に記入されます。常用漢字でないものについては、字体を十分確認の上、大きくハッキリとご記入下さい。 (斎・齊・齋、邊・邊・邊・邊、高、吉、鈴・鈴 など)

	里 父		里 母	
(ふりがな)				
氏 名				
生年月日	T. S	年 月 日	T. S	年 月 日
現 住 所 (自宅)	〒 — TEL ()			
職 業				
里親として児童を養育した期間		年 カ月 (令和6年9月1日現在)		
功 績 概 要	1. 受託状況			
	里親認定年月日 年 月 日			
	里子受託歴			
	年 月 日	～	年 月 日	
	年 月 日	～	年 月 日	
	年 月 日	～	年 月 日	
	年 月 日	～	年 月 日	
	年 月 日	～	年 月 日	
	年 月 日	～	年 月 日	
	2. その他（短期里親等）			
賞 罰 歴	○昭和・平成・令和 年県社協会長表彰受賞（「感謝」推薦の方は記入してください）			
備 考	○受賞者名簿への掲載不可の場合はチェック ☐			
推薦書にかかわる 問合せ先	電話番号		担当者名	

様式 2－3（民間社会福祉事業及び更生保護事業団体役員・従事者及び老人保健施設従事者用）

社会福祉事業功労者（表彰・感謝）推薦書

推薦者職氏名 _____ 印

（注意！）受賞決定の場合、氏名欄に記載の字体がそのまま表彰状に記入されます。常用漢字でないものについては、字体を十分確認の上、大きくハッキリとご記入下さい。（斎・齊・齋、邊・邊・邊・邊、高、吉、鈴・鈴など）
 ※推薦書記載の会員施設名または会員法人名が、そのまま受賞者名簿に掲載されますので、省略せずにご記入ください。

(ふりがな)		男・女	生年月日	T.S.H 年 月 日	
氏 名					
団体・法人所在地		〒 ー TEL ()			
所属法人・団体名					
施設所在地		〒 ー TEL ()			
施設名及び職名		社会福祉事業 勤続年数		年 カ月 (令和6年9月1日現在)	
経歴概要	(期 間) (勤務先法人・団体・施設名)				
	年 月 日～		年 月 日		
	年 月 日～		年 月 日		
	年 月 日～		年 月 日		
	年 月 日～		年 月 日		
	年 月 日～		年 月 日		
	(休業等の期間) 年 月 日～ 年 月 日				
※「年月日」は空欄にせず、確認の上全てご記入ください。					
功績概要	<推薦の根拠となる功績を <u>具体的</u> に記入してください>				
賞罰歴	○昭和・平成・令和 年県社協会長表彰受賞（「感謝」推薦の方は記入してください）				
備考	○受賞者名簿への掲載不可の場合はチェック ☐				
推薦書にかかわる 問合せ先	電話番号			担当者名	

様式 3-1 (ボランティア功労者(個人)用)

ボランティア功労者（表彰・感謝）推薦書

推薦者職氏名 _____ 印 _____

(注意！) 受賞決定の場合、氏名欄に記載の字体がそのまま表彰状に記入されます。 常用漢字でないものについては、字体を十分確認の上、大きくハッキリとご記入下さい。 (斎・齊・齋、邊・邊・邊・邊、高、吉、鈴・鈴など)

(ふりがな)		男・女	生年月日	T. S 年 月 日	
氏 名					
現 住 所 (自宅)	〒 — TEL ()			令和6年9月1日現在 活動歴 年 カ月 (年 月より活動)	
現在関係する 公 私 の 職 名				職 業	
ボランティア 活動功労によ る顕彰の有無 ([])に顕彰名 を記入のこと)	1. 当該市町村長顕彰 年 月 日 []				
	2. 当該市町村社協顕彰 年 月 日 []				
	3. その他の顕彰 年 月 日 []				
	年 月 日 []				
具 体 的 な 活 動 内 容 (箇条書きに 明記のこと)					
推 薦 す る 理 由					
本 会 に よ る 顕 彰 の 有 無	○平成・令和 年県社協会長表彰受賞（「感謝」推薦の方は記入してください）				
参 考 事 項	○受賞者名簿への掲載不可の場合はチェック ☐				
推薦書にかかわる 問合せ先	電話番号		担当者名		

様式 3-2 (ボランティア功労者(団体)用)

ボランティア功労者（表彰・感謝）推薦書

推薦者職氏名 _____ 印 _____

(ふりがな)				
団体名及び 代表者氏名	団体名		代表者名 性別 男 ・ 女	
発 足 年 月 日 及び活動年数	S.H 年 月 日 発足 (設立)		令和6年9月1日現在 年 カ月 ※必ずご記入ください。	
団 体 連 絡 先	〒 ー TEL ()		会 員 数	人
ボランティア 活動功労による 顕彰の有無 ([])に顕彰名 を記入のこと)	1. 当該市町村長顕彰 年 月 日 [] 2. 当該市町村社協顕彰 年 月 日 [] 3. その他の顕彰 年 月 日 []			
具 体 的 な 活 動 内 容 (簡条書きに 明記のこと)				
推 薦 す る 理 由				
本 会 に よ る 顕 彰 の 有 無	○平成・令和 年県社協会長表彰受賞（「感謝」推薦の方は記入してください）			
参 考 事 項	○受賞者名簿への掲載不可の場合はチェック ☐			
推薦書にかかわる 問合せ先	電話番号		担当者名	

様式 4 (公立社会福祉施設等現業職員・訪問介護員用)

公立社会福祉施設等功労者（感謝）推薦書

推薦者職氏名 _____ 印

(注意！) 受賞決定の場合、氏名欄に記載の字体がそのまま表彰状に記入されます。 常用漢字でないものについては、字体を十分確認の上、大きくハッキリとご記入下さい。 (斎・齊・齋、邊・邊・邊・邊、高、吉、鈴・鈴 など)

(ふりがな)		男・女	生年月日	T. S 年 月 日	
氏 名					
所属団体施設 所 在 地		〒 — TEL ()			
所属名及び 職 名		社会福祉事業 勤 続 年 数		年 カ月 (令和6年9月1日現在)	
経 歴 概 要	(期 間)				
	年 月 日～		年 月 日		
	年 月 日～		年 月 日		
	年 月 日～		年 月 日		
	年 月 日～		年 月 日		
	年 月 日～		年 月 日		
(休業等の期間)					
年 月 日～		年 月 日			
功 績 概 要	<推薦の根拠となる功績を <u>具体的に</u> 記入してください>				
賞 罰 歴					
備 考	○受賞者名簿への掲載不可の場合はチェック ☐				
推薦書にかかわる 問合せ先		電話番号		担当者名	

様式 5 (保護司用)

社会福祉事業功労者（表彰・感謝）推薦書

推薦者氏名 _____ 印

(注意！) 受賞決定の場合、氏名欄に記載の字体がそのまま表彰状に記入されます。 常用漢字でないものについては、字体を十分確認の上、大きくハッキリとご記入下さい。 (斎・齊・齋、邊・邊・邊・邊、高、吉、鈴・鈴 など)

(ふりがな)			男・女	生年月日	T. S 年 月 日
氏 名					
現 住 所 (自宅)	〒 — TEL ()				
保護司会 での職	会 長 ・ 副会長		在 職 期 間	年 カ月 (令和6年9月1日現在)	
経 歴 概 要	(委嘱期間)				
	年 月 日 ～		年 月 日		
	年 月 日 ～		年 月 日		
	年 月 日 ～		年 月 日		
	年 月 日 ～		年 月 日		
	年 月 日 ～		年 月 日		
	年 月 日 ～		年 月 日		
功 績 概 要	<推薦の根拠となる功績を具体的に記入してください>				
賞 罰 歴	○昭和・平成・令和 年県社協会長表彰受賞 (「感謝」推薦の方は記入してください)				
備 考	○受賞者名簿への掲載不可の場合はチェック ☐				
推薦書にかかわる 問合せ先	電話番号			担当者名	

推薦者氏名は所属部門の所属長名でも構いません。
その場合は所属長印を押印してください。

様式 2-1 (民生委員児童委員・家庭保育福祉員用)

社会福祉事業功労者(表彰・感謝)推薦書

推薦者氏名 ○×市長 田中 太郎 公印

(注意！) 受賞決定の場合、氏名欄に記載の字体がそのまま表彰状に記入されます。常用漢字でないものについては、字体を十分確認の上、大きくハッキリとご記入下さい。(斎・齊・齋、邊・邊・邊、高、吉、鈴・鈴 など)

(ふりがな)	かながわ はなこ	男・女 ○●	生年月日	T. (S) 33 年 10 月 5 日
氏 名	神奈川 花子			
現住所 (自宅)	〒××××—○○○○ △△市中町 1-1 TEL ○○○(○○)○○○○			
所 属 名	民生委員児童委員 家庭保育福祉員	在職期間又は 児童保育期間	15 年 9 ヶ月 (令和6年9月1日現在)	
経歴概要	期 間 平成 20 年 10 月 1 日～ 年 月 日 ○×市立家庭保育福祉員認定 平成 20 年 12 月 6 日～ 年 月 日 保育開始 年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 現在に至る (15 年 9 ヶ月)			
功績概要	<推薦の根拠となる功績を具体的に記入してください> 家庭保育福祉員として、長年地域における子育て支援に専心し、児童福祉の推進に寄与した。 具体的には、・・・・			
賞罰歴	○昭和・平成・令和 年県社協会長表彰受賞 (「感謝」推薦の方は記入してください)			
備考	○受賞者名簿への掲載不可の場合はチェック ☐			
推薦書にかかわる 問合せ先	電話番号	○○○(○○)○○○○	担当者名	反町 一郎

様式 2-3 (民間社会福祉事業及び更生保護事業団体役員・従事者及び老人保健施設従事者用)

社会福祉事業功労者 (表彰・感謝) 推薦書

推薦者職氏名 社会福祉法人〇〇会
理事長 和田 二郎 印

(注意!) 受賞決定の場合、氏名欄に記載の字体がそのまま表彰状に記入されます。常用漢字でないものについては、字体を十分確認の上、大きくハッキリとご記入下さい。 (斎・齊・齋、邊・邊・邊、高、吉、鈴・鈴 など)
※推薦書記載の会員施設名または会員法人名が、そのまま受賞者名簿に掲載されますので、省略せずにご記入ください。

(ふりがな)	かながわ れいこ	男・ 女	生年月日	T. (S) 40 年 4 月 18 日
氏 名	神奈川 令子			
団体・法人 所 在 地	〒×××-〇〇〇〇 △△市〇〇区 2-2-34 TEL 〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇			
所 属 法人・団体名	社会福祉法人〇〇会			
施 設 所 在 地	〒×××-〇〇〇〇 ※法人本部と住所が同じ場合は「同上」と記入 △△市〇〇区 6-7-8 TEL 〇〇〇(〇〇)△△△△			
施 設 名 及 び 職 名	特別養護老人ホーム〇〇苑 介護課長	社会福祉事業 勤 続 年 数	16 年 3 カ月 (令和6年9月1日現在)	
経 歴 概 要	(期 間) (勤務先法人・団体・施設名) 平成 19 年 6 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日 (福) ○×保育園 (非常勤週4日) 平成 20 年 4 月 1 日～ 年 月 日 (福) 〇〇会特別養護老人ホーム×苑 (常勤) 年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 現在に至る (17 年 1 カ月) (休業等の期間) 平成 22 年 5 月 20 日～平成 23 年 3 月 31 日 (私的事由による休業) △10 カ月 ※「年月日」は空欄にせず、確認の上全てご記入ください。			
功 績 概 要	<推薦の根拠となる功績を具体的に記入してください> ・介護福祉士資格を活かして高齢者の生活環境(空間)に工夫を凝らし、また高齢者体操を実施するなど介護の質の向上にむけて積極的な取り組みがみられる。 ・さらに、・・・ ・常に研究心を持って仕事に取り組み、他の職員の模範的な存在になっている。			
賞 罰 歴	〇昭和・平成・令和 年県社協会長表彰受賞(「感謝」推薦の方は記入してください)			
備 考	〇受賞者名簿への掲載不可の場合はチェック ☐			
推薦書にかかわる 問合せ先	電話番号	〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇	担当者名	反町 一郎

様式 3-1 (ボランティア功労者(個人)用)

ボランティア功労者(表彰・感謝)推薦書

社会福祉法人〇〇会

推薦者職氏名 会長 鈴木 花子 印

(注意!) 受賞決定の場合、氏名欄に記載の字体がそのまま表彰状に記入されます。常用漢字でないものについては、字体を十分確認の上、大きくハッキリとご記入下さい。(斎・齊・齋、邊・邊・邊、高、吉、鈴・鈴など)

(ふりがな)	かながわ よしこ	男・女	生年月日	T.(S)29年6月16日
氏 名	神奈川 吉子	男・女		
現 住 所 (自宅)	〒×××-〇〇〇〇 △△市花見台7-3 TEL 〇〇〇(××)〇〇〇〇			令和6年9月1日現在 活動歴 21年 4ヵ月 (平成14年5月より活動)
現在関係する 公私の職名	特になし			職 業 無職
ボランティア 活動功労による 顕彰の有無 ([])に顕彰名 を記入のこと)	1. 当該市町村長顕彰 年 月 日 [] 2. 当該市町村社協顕彰 平成26年 10月 10日 [〇〇市社協 会長表彰] 3. その他の顕彰 年 月 日 [] 年 月 日 []			
具 体 的 な 活 動 内 容 (箇条書きに 明記のこと)	毎週月・水・金曜日 特別養護老人ホーム〇〇にて洗たくたたみ、裁縫、清掃等			
推薦する理由	毎週来所し、洗たくたたみや、入所者の衣類の修繕やカーテン等の裁縫をしてくださっています。細やかな心遣いで、長年個人的にボランティアを継続されており、また、施設の行事などにも参加していただき、入所者に変え喜ばれています。			
本会による 顕 彰 の 有 無	〇平成・令和 年県社協会長表彰受賞(「感謝」推薦の方は記入してください)			
参 考 事 項	※氏名の「吉」の字体は下が長い土の「吉」 〇受賞者名簿への掲載不可の場合はチェック ☐			
推薦書にかかわる 問合せ先	電話番号	〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇	担当者名	反町 一郎

様式 4 (公立社会福祉施設等現業職員・訪問介護員用)

公立社会福祉施設等功労者（感謝）推薦書

○×市立なかよし保育園

推薦者職氏名 園長 鈴木 太郎 印

(注意！) 受賞決定の場合、氏名欄に記載の字体がそのまま表彰状に記入されます。常用漢字でないものについては、字体を十分確認の上、大きくハッキリとご記入下さい。(斎・齊・齋、邊・邊・邊・邊、高、吉、鈴・鈴など)

(ふりがな)	かながわ みつよ	男・女 (○)	生年月日	T. ㊦46 年 4 月 6 日
氏 名	神奈川 光代			
所属団体施設 所 在 地	〒 × × × — 〇〇〇〇 △△市相沢 3 — 9 — 9 TEL 〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇			
所属名及び 職 名	○×市立 なかよし保育園 主任保育士	社会福祉事業 勤 続 年 数	25 年 5 カ月 (令和6年9月1日現在)	
経 歴 概 要	(期 間) 平成11年 4 月 1日～ 平成 12 年 3 月 31日 ○×市立△△保育園 平成12年 4 月 1日～ 平成 13 年 3 月 31日 ○×市立〇〇保育園 平成13年 4 月 1日～ 平成 14 年 3 月 31日 ○×市立〇△保育園 平成14年 4 月 1日～ 年 月 日 ○×市立なかよし保育園 年 月 日～ 年 月 日 現在に至る (休業等の期間) 年 月 日～ 年 月 日			
功 績 概 要	<推薦の根拠となる功績を具体的に記入してください> 長年にわたり保育士として児童福祉に貢献し、常に探求心を持って業務に取り組んでいる。 自己研鑽を積むと同時に、他の職員のよきアドバイザーとして信頼を集めている。			
賞 罰 歴	平成〇年 〇〇市〇〇会 永年勤続者表彰			
備 考	○受賞者名簿への掲載不可の場合はチェック ☐			
推薦書にかかわる 問合せ先	電話番号	〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇	担当者名	反町 一郎

令和6年度

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!



ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償 事故に 対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の 各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型)
保険料

+

【見舞費用加算】
 定員1名あたり
 入所: 1,300円
 通所: 1,390円

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護職の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
- ② 使用者賠償責任補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償
- ⑤ 役員・職員の傷害事故補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店

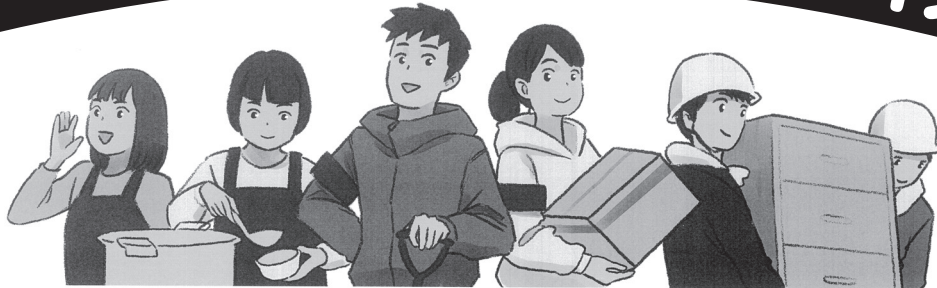
株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、「特定感染症重点プラン」を廃止して2つのプランとします。

保険金額・年間保険料（1名あたり） 団体割引20%適用済／過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	
保険金の種類				
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から補償 ^(※)		
	地震・噴火・津波による死傷	×	○	
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	

商品パンフレットは
コチラから



(ふくしの保険
ホームページ)

*特定感染症についても10日間の免責期間がなくなり、補償開始日から補償対象となります。
なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償 (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)